

議案第 5 6 号

天理市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

天理市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成20年 9 月 8 日提出

天理市長 南 佳 策

天理市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 天理市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年 3 月天理市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条を次のように改める。

（手数料の徴収方法）

第 8 条 手数料の徴収方法は、市長が規則で定める。

第11条中「100円」を「130円」に改める。

別表ごみの項中「40円」を「80円」に、「100円」を「130円」に改める。

第 2 条 天理市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のように改正する。

第11条及び別表ごみの項中「130円」を「160円」に改める。

附 則

この条例は、平成20年12月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中第11条及び別表の改正規定は平成21年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は平成22年 4 月 1 日から施行する。